

令和 7 年

阿南市議会 9 月定例会

市長所信

令和 7 年 9 月 2 日

おはようございます。

本日、令和7年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参会いただき、誠にありがとうございます。

また平素は、市政の各般にわたりご指導、ご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

所信を述べさせていただく前に、去る7月3日、69歳で逝去されました福谷美樹夫議員に謹んで哀悼の誠を捧げます。

思えば、福谷議員は信念の人でした。

公正、誠実、まっすぐなご姿勢で、間違っているのではということには毅然と異を唱えられ、私にも優しい言葉とともに、時には厳しく叱咤激励を頂きました。

そのお言葉の一つ一つには、何よりも阿南市への深い愛情が込められていたものと、今改めて深くかみ締めております。

福谷議員には、阿南市のさらなる発展のために、まだまだお力添えを頂けるものと信じておりましただけに、

余りにも早すぎる訃報はまさに痛恨の極みであり、志半ばで逝かなければならなかったご本人のご無念を想いますと、言葉もございません。

私は、改めて福谷議員が生前に掲げられた「こどもまんなか阿南、福祉が充実した阿南」を実現するために、誠実かつ一生懸命に邁進していくことを固く決意するとともに、故福谷美樹夫議員に心からお誓いしたいと存じます。

それでは、6月定例会以降における重要事案への取組状況について、ご報告させていただきます。

はじめに、阿南市基金運用に関する第三者調査委員会から、去る6月30日に答申書が提出されましたので、答申書の調査報告書に対する本市としての受け止めについて、ご説明させていただきます。

阿南市は、表原前市長時代の令和2年度から4年度の3年間に一般会計の基金において、約91.3億円もの国債や地方債などの長期債券を購入し、その後の金利変動により令和7年3月31日現在における債券の評価

損額は、約 21.8 億に上る極めて厳しい状況となっております。

そこで、第三者調査委員会においては、「阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例」第 2 条の「委員会は、市長の諮問に基づき、超長期債券の購入に関し、『事実関係の調査及び認定』『原因及び背景の究明』『基金運用の在り方の提言の検討』等の事務を処理し、その結果を市長に答申する」との規定により、1 月 30 日から 6 月 30 日までに、計 16 回の委員会を開催し、関係資料の確認・精査や関係者へのヒアリング等により、調査・検討を行った上で、答申書の調査報告書が作成されたところです。

この答申を受けまして、まずは、市の基本認識として、「答申内容を誠実かつ真摯に受け止め、認定されました事実や原因を踏まえ、答申に盛り込まれております『基金運用の在り方の提言』の早期完全実施に向け、市を挙げて必要な対策を推進していく」ことをお示しさせていただいております。

次に、答申の主な指摘事項に対する認識といたしまし

て、「債券購入におけるガバナンス（組織統治）の問題」につきましては、答申において、まず、「令和２年３月議会及び同年１２月議会に債券購入による基金運用益の確保に関する議論があった旨」が指摘されております。

その上で、「令和２年度から４年度まで、債券購入については、当時の市長、副市長、関係部門が組織として対応できておらずに、会計管理者任せであった旨」をはじめ、様々な組織上の問題が指摘され、これにより「表原前市長時代の令和２年度から４年度の債券購入において、ガバナンス、すなわち組織統治が事実上機能していなかったこと」が答申により明らかにされたものと、強く認識しているところでございます。

また、「会計管理者をはじめとする関係者の知識・経験不足の問題」の指摘についてですが、このことに対しましても、人員配置や人材育成における問題、すなわち「前市長時代当時におけるガバナンスの欠如」を意味するものとして、重く受け止めております。

このような、前市長時代の令和２年度から４年度に起きた事態を二度と生じさせないため、「ガバナンス い

わゆる「組織統治の強化」と「再発防止」に向け、答申に盛り込まれた各種提言の早期完全実施に向けて、私自身、更にリーダーシップを発揮し、対策を進めているところでございます。

具体的には、答申直後の7月2日に、私の指示のもと、平井副市長をリーダーに、また、企画部長をサブリーダーとし、会計課、財政課等の関係課長で構成する「答申対応チーム」を立ち上げ、既に「答申に対する対応策」を取りまとめており、組織横断的に推進しているところであります。

これら「対応策」の内容につきましては、「広報あなん8月号」において、市民の皆様にお知らせさせていただいたところであり、今後とも対応策の進捗管理をしっかりと行うとともに、市民の皆様に対し、市としての説明責任を果たせるよう、市を挙げて、創意工夫を重ねてまいります。

次に、野球のまち推進事業についてであります。

野球が大好きな子どもたちが、大会を通じて友情と協力の精神を養うことで、青少年の健全育成を図ることを

目的に、去る7月25日から28日までの4日間、JAアグリあなんスタジアムを主会場に、「野球のまち阿南第13回少年野球全国大会」を開催いたしました。今年も北海道や沖縄県など、17道府県から32チーム、532名の選手が参加し、熱中症対策にも配慮した運営により、無事4日間の大会日程を終えることができました。

次に、子どもたちの国際交流と相互理解を深めるとともに、多様な国の文化や考え方に触れることで自国の良さを再発見し、更なる地域の発展・振興に資することを目的に実施した「スポーツ庁長官杯争奪第16回アジアオープンティールボール国際大会 in ANAN (JAPAN) 2025」及び「こども家庭庁長官杯アジアオープンティールボール国際大会交流フェスタ」についてであります。

この大会は、アジアティールボール連盟と野球のまち阿南推進協議会が主催し、8月16日から18日までの3日間、JAアグリあなん運動公園内の陸上競技場と野球場で、アジアの小学6年生以下の子どもたちを対象に開催いたしました。

昨年に引き続き、本市での開催となった本大会は、中国、韓国、台湾、モンゴル、ベトナム、タイとアジアの6つの国と地域から12チーム、日本から18チーム、総勢396人の子どもたちが参加し、熱戦が繰り広げられました。

本大会期間中は、保護者や関係者も含めると3日間で延べ約3千人が本市を訪れており、約4千万円の経済効果が見込まれております。

この度の世界大会や全国大会で培った経験と実績を生かしながら、「野球のまち阿南」の更なる進化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「図書館のまち阿南」構想の新たな推進についてであります。

現在、事業推進中の「阿南中央図書館（仮称）」は、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに豊かな時間を過ごすことのできる、居心地のいい空間を提供するとともに、人々の出会いを創出する交流の拠点となる施設を目指しております。

その一環として、この度、「阿南中央図書館（仮称）」

建設工事設計業務に係る公募型プロポーザル」を行い、基本・実施設計業務の事業者を選定したところであり、令和12年度の供用開始に向けて、鋭意、整備推進を図ってまいります。

そして今、市民の皆様が多くの期待を寄せる「阿南中央図書館（仮称）」の整備が進むこの時を、絶好の機会と捉え、本市として、新たに「図書館のまち阿南」づくりを推進してまいりたいと考えております。

この「図書館のまち阿南」構想は、既存の那賀川・羽ノ浦両図書館はもとより、公民館や科学センターといった公共施設や、地元書店等と協働することにより、阿南市全域において、市民が、いつでも、誰でも気軽に集い、図書館に親しみ、学びあえるような魅力あふれる新しいまちづくりをイメージしております。

新たなコンセプトである「図書館のまち阿南」構想の「具現化策」といたしまして、まずは、市民の皆様が、長年培ってきた「阿南の図書館文化」を進化させながら、将来世代へ引き継いでいくべく、新設する「阿南中央図書館（仮称）」を核として、那賀川・羽ノ浦両図書館を含め

た「あなん『読書テラス』ネットワーク」を新たに構築してまいる所存であります。

なかでも、那賀川・羽ノ浦両図書館については、「阿南中央図書館（仮称）」が開設された後も、「各所在建物は存続」するとともに、「機能面」については「一つ目は残す機能」、「二つ目は見直す機能」、「三つ目は新たに導入する機能」の3つの観点から、市民の皆様の声をしっかりと反映しながら、「那賀川読書テラス（仮称）」及び「羽ノ浦読書テラス（仮称）」という「新たな公共空間」へと進化させてまいりたいと考えております。

例えば、図書館の大きな役割である、知識や情報を収集することができる読書機能は、「一つ目の残す機能」として工夫を凝らしながら「存続」させることを目指してまいります。また、「二つ目の見直す機能」としては、開架スペースのあり方を見直した上で、利便性の高いお話しスペースや自習スペースへと進化させることが考えられます。さらに、「三つ目の新たに導入する機能」としては、多世代で交流できるスペースやインドアパークの設置等、市民が集い、活動する場とすることを検討

してまいります。

このような検討を通じて、那賀川・羽ノ浦両図書館については、「各所在建物を存続」とともに、それだけにとどまらず、「施設機能の進化」を図ってまいります。

そして、この「図書館のまち阿南」構想及び「あなん『読書テラス』ネットワーク」につきましては、今後、議会でのご論議をはじめ、阿南市立図書館協議会や市民の皆様の声をしっかりとお聞きしながら、「具体的な内容」を「今年度内を目途」に取りまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、提出議案の説明に先立ち、市政の重要課題及び施策につきまして、新総合計画の6本柱に沿ってご報告申し上げます、議員各位並びに市民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

最初に1つ目の柱「災害に強く、安全・安心な阿南」の創生につきまして、まず地域公共交通について2点申し上げます。

1点目に、市内路線バスへの交通系ICカードの導入

についてであります。

市内路線バスの運行事業者である徳島バスにおきましては、以前よりキャッシュレス決済の導入に向けた検討が行われてきており、この度、交通系 I C カードの一つである「ICOCA」を令和 8 年 2 月に全車両に導入することが決定し、現在、準備を進めているところであります。

「ICOCA」の導入により、全国の交通系 I C カードでキャッシュレスでの乗車が可能となることから、国内の観光客やインバウンドを含む利用者の利便性向上に大きく寄与するほか、運転手不足が深刻な問題となっているバス事業者の業務負担の軽減にもつながるものでございます。

このため、本市は、県や関係する自治体と連携を図りながら、徳島バスへの「ICOCA」導入を支援し、将来に向けた持続可能な地域公共交通の維持確保に努めてまいりたいと考えております。

2 点目は、岩脇地区における予約型乗合タクシー実証運行の導入についてであります。

循環バスナカちゃん号は、平成 3 0 年 1 0 月に既存の

運行コースから、「あすみが丘東及び桜の馬場、古毛児童公園までの区間」を延伸いたしました。路線の長大化による所要時間の増加や商業施設等での滞在時間の確保が難しくなるなど、新たな課題が生じたところです。

そのような中、国において、運転手の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」が改正され、循環バスナカちゃん号を運行する徳島バスからは、持続可能な運行経路の確保に向けて、「平成30年に延伸を行った区間」については利用者が少ないことから、運行を取りやめ路線の短縮を図りたいとの申し出がありました。

この申し出を受け、本市の地域公共交通活性化協議会において協議を行ったところ、循環バスとしての全体の利便性に鑑み、今月末をもって本区間を廃止することといたしました。

そこで、交通空白地となります岩脇地区につきましては、地域住民の移動手段を確保するとともに、路線短縮による影響調査や地域住民のニーズを把握するため、本年10月1日から「予約型乗合タクシー」の実証運行を

新たに実施してまいります。

なお、岩脇地区をはじめとする乗合タクシー実証運行に係る経費及び「ICOCA」導入に係る関連経費につきましては、今定例会に提案しております令和7年度一般会計補正予算（第2号）に計上させていただいております。

次に、富岡配水池整備工事の完成についてであります。

昭和42年に建設された富岡配水池は、本市の中心市街地などへの安定した水の供給を支える重要な施設であります。コンクリート製で老朽化と耐震性不足が懸念されていたことから、令和4年2月から更新工事に着手いたしており、本年8月末に無事工事を終え、しゅん工検査を残すところとなっております。

旧配水池は、容量4,000立方メートルの1池でありましたが、新配水池は、耐震性を備えたステンレス鋼板製配水池を2池、総容量は、6,400立方メートルを有するものとなり、本市最大規模の施設となっております。

また、配水施設には、新たに緊急遮断弁を備えるなど、地震により配水管等が被害を受けた場合においても、配

水池内には十分な水が確保され、施設の耐震化だけでなく、災害時には給水基地としての機能向上も図られております。

次に、2つ目の柱「地域産業が伸びゆく阿南」の創生につきまして、はじめに、中小企業の成長促進を目的として、市内の企業を育てる政策手法である「エコノミックガーデニング」の推進についてであります。

本市の産業を支える中小企業事業者の皆様は、物価の高騰や人材不足、賃上げの動向、さらには国際的な貿易政策の影響など、複雑な課題に直面しております。

こうした厳しい経営環境の中、地域に雇用と活力を生み出し続ける「持続可能な地域経済の基盤」を構築するためには、総合経済団体をはじめ、学識経験者や金融機関など、多様な関係者との連携による、企業ニーズに応じた、きめ細やかな支援が不可欠でございます。

そこで本市は、地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域の土壌で中小企業を大切に育てる「エコノミックガーデニング」の手法を用いた中小企業振興と地元企業の育成を産業政策の柱の一つとし、こ

れまで阿南商工会議所中小企業振興特別委員会の皆様とともに、先進地視察や勉強会、企業訪問を重ねてまいりました。

先日、市役所において開催されました、同委員会の要望会におきましては、本市が考える「エコノミックガーデニングによる企業の成長段階に応じた中小企業支援策」の案をお示ししたところ、委員の皆様からは、一定の評価とともに、さらなる具体性や実効性への期待が寄せられたところであります。

そこで、8月28日、市ホームページに「エコノミックガーデニング阿南」ポータルサイトを開設し、支援策の概要を公表するとともに、同サイトでは、「資金繰り支援」など12のテーマ別に国・県等の支援策等を整理し、ワンストップで情報提供しており、市内の中小企業事業者の皆様には、是非、ご活用をいただきたいと存じます。

次に、本市における「徳島バッテリーバレイ構想」をはじめ、新産業の創生及び企業の立地を目指す「阿南市新産業創生奨励条例」の制定についてであります。

地域経済社会を取り巻く環境は、グローバル供給網の再編や人口減少、さらには脱炭素化やデジタル化の進展による変革期を迎えております。

国では、「骨太の方針2025」において、いわゆるGX・DXが進展する新時代に対応するため、地域経済社会の適応を重視し、それらを成長の原動力として生かす「産業立地」を推進していくことが重要であるといわれております。

そうした中、県では、地の利を生かして蓄電池関連産業の集積を図る「徳島バッテリーバレイ構想」に加え、重要港湾である橘港を拠点に、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図る「カーボンニュートラルポート」形成に向けた取組が進められるなど、“新時代阿南”の創生への動きが加速しており、本市におきましても、この“好機を逃さない”産業立地政策を推進することが求められております。

そこで、本市への企業立地を促進するとともに、GX・DX等に資する産業、すなわち次代を担う「新産業」の創生を奨励し、地域経済の持続可能性を更に向上させ

るため、「阿南市新産業創生奨励条例」を制定することとし、今議会に条例案及び予算案を提出しております。

この条例案では、本市の産業振興策をけん引してきた「阿南市工場設置奨励条例」の目的を、時代の要請に即してアップデートするとともに、奨励措置の適用範囲の「拡大」及び「明確化」を図り、新たな投資に意欲を持つ事業者への訴求力を高めてまいります。

併せて、蓄電池関連産業をはじめ、多様な産業が立地する本市の特性や地域資源の魅力等を積極的に発信し、「本市への投資」を呼び込み、地域経済の持続的な成長及び市民生活の向上へとつながるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生につきまして、はじめに「阿南市教育・保育施設整備実施計画」についてであります。

本市では、令和7年3月に策定しました同実施計画に基づき、公立幼稚園や保育所の整備を進めております。

本年4月には「阿南市教育・保育施設整備構想」推進プロジェクトチームを設置し、5月と8月にプロジェク

ト会議を開催いたしました。

5月のプロジェクト会議では、「民間活力の導入を図り、財政的な持続可能性を確保しつつ、効果的で効率的な事業推進を目指すこと」及び「本市の人権保育を尊重すること」の方針に基づいて、取組を進めることで合意いたしました。

また、これを受けまして、「阿南中学校区エリア」における認定こども園整備事業の実施に向けた、公募型サウンディング調査を開始しました。

この調査には3つの民間事業者からエントリーがあり、事業者との対話を通じて参加意欲の把握を行い、併行して富岡幼稚園、富岡保育所及び寿保育所において、保護者及び地域住民向けの説明会を実施しました。いずれの説明会でも、子どもたちが安心して過ごせる環境を求める声が多く寄せられ、施設整備の重要性を改めて実感した次第であります。

さらに、今後のスケジュールについては、早急に「阿南市富岡地区認定こども園整備・運営事業者検討委員会」を開催し、募集要項や選定基準について協議を行い、

その後、応募書類の受付や書類審査及び面接審査を実施し、年内には事業者を選定してまいります。

今後におきましても、子どもたちの安心・安全な保育環境の整備を第一に考えながら、本事業の早期実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

次に、椿泊小学校の閉校方針についてであります。

椿泊小学校は、現在、全校児童数は10名、教員数は校長を含め5名となっており、令和8年度には、児童数は更に減少し、学級数も減少します。

学級数は、教職員数にも影響し、学校全体での学習指導や運営が非常に厳しい状況に陥ることから、「学校再編検討会」を立ち上げ協議し、児童の学習環境の充実を第一に考え、令和7年度末をもって閉校することにいたしました。第1期の再編計画では、椿泊小学校は橘小学校へ再編するとしておりますが、児童数が極めて少ない状況から経過措置として、まずは、椿小学校へ再編することについて合意に至りました。

また、去る7月24日には、椿公民館において住民説明会を開催し、私も出席をいたしまして、地域の皆様に

本年度末をもって、椿泊小学校を閉じることについて、ご説明させていただいたところであります。

閉校は単なる施設の廃止ではなく、学校の教育環境を見直し、新たな形で未来を築く機会でもあります。児童の学びを保障し、地域の絆を維持するべく、今後におきましても、教育委員会との連携を密にして取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの民間事業者への委託についてであります。

8月1日から、桑野、橘、岩脇の3つの放課後児童クラブについては、プロポーザル方式による民間事業者選定を経て、保護者役員の運営から民間事業者へ運営移行しております。

今後におきましても、要望のある放課後児童クラブに対しまして、順次、民間事業者への運営移行を進め、共働き世帯や不規則勤務の保護者の負担軽減を図り、安心できる子育て環境の提供に努めてまいります。

次に、学校給食費補助金の制度の創設についてであります。

本市独自の取組といたしまして、今月から新たに「本市在住の市立中学校3年生の学校給食費無償化」を実施することとしており、同時に食物アレルギーや不登校等の理由で学校給食を食べることができない市立中学校3年生の保護者等や市立以外の中学校に在籍する3年生の保護者等に「学校給食費補助金」を交付するため、今定例会に提案しております令和7年度一般会計補正予算（第2号）に計上させていただいております。

次に、学校給食センター調理等業務委託についてであります。

令和5年度から南部学校給食センターにおいて調理業務の民間委託を開始しております。これまでの運用において、安全性や衛生面での適切な水準が確保されており、さらに、給食の「おいしさ」や「質の良さ」も児童生徒のアンケート結果において高く評価されています。

こうしたことから、第一学校給食センターにおいても新たに調理業務を民間委託とするため、令和7年度から令和10年度までを期間とする「給食センター調理等業務委託」に係る債務負担行為の設定について、令和7年

度補正予算案として今定例会に提案しております。

今後のスケジュールとしましては、本年11月から一連の選定作業を行ったのち、12月には契約を締結したいと考えております。さらには翌年1月から3月までの間は、業務の円滑な引継ぎのための準備期間とし、新年度当初から業務委託を行い、現在と変わる事のない学校給食の提供に万全を期してまいります。

次に、4つ目の柱「健康でひとに優しい阿南」の創生につきまして、はじめに「あなん健康まつり」についてであります。

去る7月6日、コスモホールにて阿南医療センターと北里大学北里研究所病院の病院間連携協定締結を記念し、阿南医療センター前田院長と北里大学北里研究所病院金子病院長による市民公開特別講演会が開催されましたところ、400名を超える多くの方が来場され、病院間連携に期待する市民の思いを実感いたしました。

本市でも、この連携協定をきっかけとし、来月5日、阿南市文化会館夢ホールで開催予定の、市民の方が楽しみながら健康への関心を深める「あなん健康まつり」、

健康講演会の講師として、北里大学北里研究所病院長補佐、糖尿病センター長である山田悟先生と、JA 徳島厚生連阿南地域医療教育センター特任教授、栗飯原賢一先生がご講演くださることとなりました。

山田糖尿病センター長は、「おいしく食べて健康に～ゆるやかな糖質制限のすすめ～」また、栗飯原特任教授は「あなたとあなたの大切な人のために知っておきたい糖尿病の知識」と題してご講演いただきます。

次に、障がい者日常生活用具給付等事業のサービスの充実についてであります。

この取組を進めるに当たりましては、昨年、医療的ケアを要する児童を対象に、保護者や支援者、医療機関、消防、阿南保健所など関係機関が参加し、避難訓練を実施いたしました。訓練では、ストレッチャーへの移乗や公民館の階段を使った2階への垂直避難等を試みた結果、机上の想定では見えない課題が次々と浮かび上がり、特にご家族にとって最大の不安は、「停電により人工呼吸器が使えなくなること」であることが明らかとなりました。

その後、この経験を出発点として、個別避難計画の作成を進め、保護者や支援者、消防団、関係機関が複数回にわたり議論を重ねました。その中で災害時の電源確保の重要性が共通の思いとなり、最も必要性が高い支援策として浮かび上がったのが「医療機器用電源装置」、いわゆるポータブル電源の導入補助でございます。

そこで本市では、現場の声を真摯に受け止め、誰もが安心して暮らせる地域づくりの一環として、今月より給付品目に「医療機器用電源装置」を新たに追加いたしました。

今後、医療的ケアを要する子どもさんをはじめ、人工呼吸器や吸引機を使用されている方々が、日常の暮らしの中でも、災害の不安が迫る時にあっても、変わらず安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援とサービスの充実に努めてまいります。

次に、個別避難計画作成事業についてであります。

いざ発災時、避難に支援が必要な高齢者や障がい者など、それぞれの皆様に応じた避難計画の策定についてありますが、本市においては令和7年4月1日時点では、

0.8%に留まる策定率を今後4年間で、まずは、30%に引き上げてまいりたいと考えております。

今年度本市は、内閣府が実施する「個別避難計画作成モデル事業」に徳島県と共同で事業提案したところ、モデル団体として採択されました。当事業は、「避難行動要支援者」についての個別避難計画の作成をスピード感を持って着実に推進するため、ケアマネ等の身近な福祉専門職による計画作成に加え、個別郵送により本人またはその家族による計画作成を促進するものとなっております。

今後、当事業を通じて作成された個別避難計画を、避難支援等関係者間で事前共有することにより、多様な主体のご協力を得ながら、情報伝達体制の整備、避難訓練の実施等をより一層図り、地域の防災力の更なる向上を目指してまいります。

次に、5つ目の柱「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南」の創生につきまして、まず、2つの市町との間における新たな自治体連携についてであります。

はじめに、和歌山県高野町との「歴史友好都市」締結

についてでございます。

高野町におかれては、令和6年に世界文化遺産登録20年を迎えられたことを契機として、四国各県の高野山ゆかりの市町と連携協定をしたいとのご意向も持たれ、その具体化に向けて、本市に対し「『西の高野』と称される太龍寺、同じく本市の名刹である平等寺が存する阿南市と歴史や文化を通じた新たな交流をスタートできれば」とのお話を頂いたところです。

インバウンドも含め年間約150万人もの観光客で賑わう高野町との交流は、本市として、歴史・文化振興や観光振興などを通じて、将来に向けた「交流人口増大及び地域活性化」につながることはもとより、「四国遍路」の日本遺産登録に関する更なる情報発信と世界文化遺産登録に向けた機運の醸成においても、大変意義深いものであると考えております。

本年7月には、高野町から南木芳亮副町長が来てくださり、今年中の「歴史友好都市」締結に向け、協議を進めていく運びとなりました。

まずは、歴史文化や観光について、持続可能な交流か

らスタートし、将来的には、南阿波定住自立圏をはじめ、小松島市や勝浦町などを含む広域交流へ拡大し、「みなみ阿波」内外にわたる歴史文化・観光交流につなげ、市民の皆様が心豊かな生活を送ることができる魅力や活力に溢れるまちづくりを進めてまいります。

もう一つは、北海道苫小牧市との「災害時相互応援協定」についてであります。

本市と苫小牧市の共通点としては、王子製紙株式会社の工場があり、多様な産業が集積する産業拠点都市であるという「強み」がある反面、市域の多くのエリアが海に面し、津波災害のリスクを抱えるという「課題」を挙げることができます。

この度の交流は、津波災害という共通の「課題」を抱えつつも、王子製紙株式会社の工場があり、同時に被災する可能性が極めて低い遠隔自治体であることの「利点」を生かせるものであると考えており、本年4月に徳島県庁において、後藤田知事同席のもと、金澤俊苫小牧市長と面会し、「災害時相互応援協定」締結に向けた協議をスタートいたしました。

来月には、苫小牧市において協定の締結式を執り行うこととなりました。

この協定を締結することで、平時においては危機管理に関するお互いの知見を学び合い、また有事においては、協定に基づき迅速な応援を実施することにより、本市と苫小牧市の地域防災力を高め、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、徳島県文化財保存整備市町村協議会についてであります。

本協議会は、県内の加盟市町村が協調して文化財の保護に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、文化財の保護と活用に資することを目的として設立された組織でございます。県内全市町村が加盟しております。

去る7月15日には本協議会総会が開催され、この総会において、本年度より私を本協議会の会長として選任していただいたところでございます。

本市には、令和元年に国の史跡に指定され、現在も調査・整備を進めております「若杉山辰砂採掘遺跡」があ

ります。この遺跡は別名「賢者の石」とも呼ばれていた「辰砂鉍石」を弥生時代の終わりに採掘していたことが、全国で唯一確認されている遺跡であります。

また、昨年の調査では、日本最古の火入れ法採掘導入遺跡であることが確認されたことにより、全国的に大きく報道されました。さらに、現在開催されている「2025年大阪・関西万博」において、関西パビリオン内の徳島県ゾーンで本市所蔵の「辰砂鉍石」が展示され、遺跡の認知度・注目度がさらに高まっております。

本市は他にも多くの歴史・文化財資源に恵まれており、これらの保存整備はもとより、その活用を適切に行っていく必要がございます。本協議会の会長といたしましても、国や県への要望を効果的に行い、本市がリーダーシップを発揮し、関連市町村を含む県下全体の文化財行政を盛り上げていく所存でございます。

次に、6つ目の柱「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生につきまして、はじめに、那賀川スポーツセンター駐車場の一角に建設を予定しております「那賀川町複合施設」についてであります。

現在、基本設計及び実施設計の発注に向けて手続を進めており、本年度から2か年をかけて全体設計を完成させ、令和9年度に着工、令和11年度中の供用開始を目指してまいります。

この複合施設は、現在、那賀川社会福社会館及びその周辺に位置する那賀川支所や公民館、老人いこいの家など、異なる用途の施設を1箇所に集約し、防災や子育て支援のほか、カフェや小規模販売スペースといった公民連携など、地域に役立つ多様な機能を備えた施設として整備するものでございます。

本施設は、本市の公共施設マネジメントに基づく、初の公共施設複合化の試みであり、地域住民の利便性向上と持続可能な社会の実現を見据えた重要な取組でございます。

私は、この複合施設を「那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点」として位置づけ、早期完成を目指し、まずは、本年度中に基本設計を完成させ、施設の用途や設計コンセプトをより一層詳細にお示しできるよう、鋭意、取り組んでまいります。

次に、「阿南市こども議会」の開催についてでございます。

合併20周年記念事業の一環として、8月20日、本議場におきまして、市内の中学校9校から各校2名、計18名の生徒を議員として迎え、「こども議会」を開催しました。

こども議員からは、本市の防災対策や観光振興、20年後の市の姿などに加え、学校生活の充実や校則、給食、部活動のあり方など、中学生ならではの身近な視点から多様なご意見をいただき、闊達な意見発表と質疑応答が行われました。

中学生からの率直な意見は、私にとっても大切にしなければならぬ今後の市政に生かすべき貴重なアイデアであり、市といたしましても真摯に向き合い、まちづくりや施策に反映してまいります。

また、参加したこども議員にとりましても、自らの考えや学校を代表した意見を述べ、答弁を受けるという経験は、議会の仕組みやまちづくりへの理解を深める貴重な主権者教育の機会となり、本市の将来を担う人材とし

での成長につながるものと存じます。

今後とも、子どもや若者が自らの意見を表明し、市政に届けられる仕組みづくりを推進するとともに、将来を支える世代の声を積極的に伺いながら、人材の育成と市政の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、市内各地区ごとの住民の意見を直接反映できる「わがまち予算」につきましては、住民自治の理念を具体化する観点から、制度のあり方を継続して検討しつつ、今年度よりモデル事業を開始いたします。

モデル事業は、公民館単位の14地区から2地区を選定して実施するもので、選定にあたっては、地域が抱える課題の解決や地域全体の活性化イベント等の活動主体となる団体について公民館から推薦を募り、推薦を受けた団体や公民館へのヒアリングを実施しました。

現時点では、地域の自主防災会による災害時に活用する設備の整備と、地域一帯規模で催されるイベントの2つをモデル事業として実施する見込みで、事業化に向けて最終的な協議を進めているところであります。

今後とも、制度上の課題の抽出や事業の成果、地域の声

を丁寧に反映させながら、本格運用を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、今議会に提出させていただきました議案等につきまして、ご説明を申し上げます。

今回提出させていただきました案件は、条例案6件、補正予算案5件、決算認定案3件、その他の案件2件の計16件、及び報告2件であります。

条例案の概要等につきましては、第1号議案及び第2号議案が条例の制定、第3号議案から第6号議案は条例の一部改正についてであります。

その主なものにつきまして、

条例の制定は、「第1号議案 阿南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、児童福祉法の一部が改正され、現行の幼児教育・保育に加え、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設され、設備や運営に関する基準を定め、認可する必要があるため、新たに

条例を制定しようとするものであります。

条例の一部改正は、「第 3 号議案 阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び阿南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、選挙運動の公営に要する経費の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本市の議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に要する経費の公費負担の限度額を改正する必要があるため、関係規定について所要の改正をしようとするものであります。

次に、令和 7 年度補正予算に係る議案といたしましては、第 7 号議案は一般会計の補正予算、第 8 号議案から第 10 号議案は国民健康保険事業などの各特別会計の補正予算、第 11 号議案は公営企業の公共下水道事業会計の補正予算であり、事務事業を執行するにあたり、必要額の補正を行うものであります。

次に、決算認定案といたしましては、「第 12 号議案

令和6年度阿南市水道事業会計決算の認定について」、
「第13号議案 令和6年度阿南市公共下水道事業会計
決算の認定について」及び、「第14号議案 令和6年
度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計の決算について」
の3件につきまして、地方公営企業法の規定により、議
会の認定を求めるものであります。

また、第15号議案及び第16号議案は、その他の案
件2件であります。

その主なものは、「第16号議案 市道の路線の認定
について」でありまして、建築基準法に基づく開発道路
で、川原線ほか3路線について市道として維持管理をす
るため、道路法の規定により、議会の議決を求めるもの
であります。

最後に、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告
につきましては、道路事故及び交通事故に関するもので、
それぞれ損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分
をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会に
報告するものであります。

なお、人権擁護委員の候補者の推薦と阿南市立阿南図

書館除却工事の変更請負契約につきましては、後日、追加提案をさせていただき、ご審議をお願いいたしたく存じますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上提案いたしました議案等の概要について、ご説明申し上げましたが、さらに説明を要する点も多いかと存じますので、今後のご審議を通じまして、ご説明並びにご質問にお答え申し上げたいと存じます。

何とぞ十分なご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえる次第でございます。

どうぞ、よろしくようお願い申し上げます。